

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機において、盤上部の冷却ファンが停止(1台)していることが認められたため、当該冷却ファンを交換。(盤の温度問題なし)	D	
2	2号機	主排気筒放射線モニタサンプルポンプ(B)において、異音(ガリガリ音)が認められたため、対応検討。	D	
3	3号機	主復水器(A、C)点検において、同復水器水室内(A1～A2、C1～C2)塗装に剥離が認められたため、当該剥離箇所を補修。	D	
4	3号機	原子炉再循環ポンプ(A)用電源装置(M/G)の界磁喪失検出継電器点検において、コイル表面カバーに剥離が認められたため、当該継電器を補修。	D	
5	3号機	コントロール建屋換気空調系中央制御室排気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部外径寸法及び負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
6	3号機	コントロール建屋換気空調系中央制御室排気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部内径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
7	3号機	コントロール建屋換気空調系冷凍機室給気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部内径寸法に判定値外れ、及び負荷側・反負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
8	3号機	可燃性ガス濃度制御系(A)室空調機用電動機点検において、同電動機用フレキシブル電線管が取付部より外れているのが認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
9	3号機	可燃性ガス濃度制御系(A)室空調機用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部内径寸法に判定値外れが認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
10	3号機	湿分分離器(A)内部構造物目視点検において、マンホールボルト溶接部に割れ(3ヶ所)及び浸食(2ヶ所)が認められたため、当該溶接部を補修。	D	
11	3号機	主復水器(A)の内部点検において、低圧タービン軸受の漏油取り出し配管サポートに小さな穴(浸食)が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	非常用ガス処理系給気閉止弁(A)の点検において、開度指示計が変形(ぶつけ)しているのが認められたため、当該指示計を交換。	D	
13	3号機	原子炉再循環ポンプ用電源装置(M/G)流体継手油冷却器(B)温度設定器手動減圧弁のシートリーク並びに同設定器の手動/自動切替ノブが外れてしまうことが認められたため、当該設定器を補修。	D	
14	3号機	抽気系クロスアラウンド配管溶接部の浸透探傷検査において、円形指示模様が認められたため、当該指示模様発生部を補修。	D	
15	3号機	主復水器(A、C)伝熱管渦流探傷検査において、残肉率の判定基準値外の伝熱管63本(A1~A2:34本、C1~C2:29本)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
16	3号機	原子炉遠隔停止系機能検査において、制御切替スイッチ操作をしたところ、動作不良(固着により切替できない)が認められたため、当該制御切替スイッチを点検。	C	
17	3号機	復水ろ過装置ろ過器C塔フィルターエレメント点検において、エレメントの溶接部剥がれ(4本)が認められたため、対応検討。	D	
18	4号機	海水熱交換器建屋南側ストームドレンサンプポンプ(B)用電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受ケース内径寸法に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
19	4号機	海水熱交換器建屋中央側ストームドレンサンプポンプ(B)試運転時、吐出圧力計(仮設)の指示値不良(指示が確認できない)が認められたため、圧力検出ラインを点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353